



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月16日火曜日 第2025号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県女性総合センターの指定管理者の指定	1308
愛媛県体験型環境学習センターの指定管理者の指定	1308
愛媛県宇和海自然ふれあい館の指定管理者の指定	1308
愛媛県総合社会福祉会館の指定管理者の指定	1309
ファミリーハウスあいの指定管理者の指定	1309
えひめこどもの城の指定管理者の指定	1309
愛媛県立愛媛母子生活支援センターの指定管理者の指定	1309
愛媛県身体障害者福祉センターの指定管理者の指定	1309
愛媛県障害者更生センターの指定管理者の指定	1309
愛媛県視聴覚福祉センターの指定管理者の指定	1309
愛媛県在宅介護研修センターの指定管理者の指定	1310
愛媛国際貿易センターの指定管理者の指定	1310
愛媛県植物くん蒸所の指定管理者の指定	1310
テクノプラザ愛媛の指定管理者の指定	1310
愛媛県産業情報センターの指定管理者の指定	1310
愛媛県物産観光センターの指定管理者の指定	1310
松山観光港ターミナルの指定管理者の指定	1311
道後公園の指定管理者の指定	1311
総合運動公園の指定管理者の指定	1311
とべ動物園の指定管理者の指定	1311
南予レクリエーション都市公園の指定管理者の指定	1311
愛媛県県民文化会館の指定管理者の指定	1311
愛媛県生活文化センターの指定管理者の指定	1311
萬翠荘の指定管理者の指定	1312
指定障害福祉サービス事業者の指定	1312
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更	1312
指定障害福祉サービス事業の廃止	1312
保安林の指定	1313
保安林の指定の解除	1313
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	1313
道路の位置の指定	1313
道路の区域変更(県道松山川内線)	1314
道路の供用開始(")	1314
道路の区域変更(一般国道378号)	1314
道路の供用開始(")	1314
開発行為に関する工事の完了	1315
道路の区域変更(県道野佐来八幡浜線)	1315
道路の供用開始(")	1315
道路の供用開始(県道野村柳谷線)	1315
道路の供用開始(県道宇和野村線)	1315
道路の区域変更(県道網代鳥越線)	1316
道路の供用開始(")	1316

公 告

平成21年度及び平成22年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等

教育委員会告示

愛媛県武道館の指定管理者の指定

告 示

○愛媛県告示第1730号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県女性総合センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市山越町450番地
財団法人えひめ女性財団
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1731号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県体験型環境学習センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市千舟町四丁目5番地2
イヨテツケーターサービス株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1732号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 公の施設の名称
愛媛県宇和海自然ふれあい館
- 2 指定管理者の住所及び名称
南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
愛南町
- 3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1733号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

愛媛県総合社会福祉会館

2 指定管理者の住所及び名称

松山市持田町三丁目8番15号

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1734号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

ファミリーハウスあい

2 指定管理者の住所及び名称

松山市室町74番地2

特定非営利活動法人ラ・ファミリエ

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1735号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

えひめこどもの城

2 指定管理者の住所及び名称

松山市千舟町四丁目5番地2

イヨテツケーターサービス株式会社

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1736号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

愛媛県立愛媛母子生活支援センター

2 指定管理者の住所及び名称

松山市道後町二丁目12番11号

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1737号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

愛媛県身体障害者福祉センター

2 指定管理者の住所及び名称

松山市道後町二丁目12番11号

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1738号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

愛媛県障害者更生センター

2 指定管理者の住所及び名称

松山市道後町二丁目12番11号

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1739号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県視聴覚福祉センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市道後町二丁目12番11号
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1740号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県在宅介護研修センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市末町甲9番地1
特定非営利活動法人愛と心えひめ
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1741号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛国際貿易センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1742号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県植物くん蒸所

- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1743号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
テクノプラザ愛媛
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市久米窪田町337番地1
財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1744号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県産業情報センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市久米窪田町337番地1
財団法人えひめ産業振興財団
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1745号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 公の施設の名称
愛媛県物産観光センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市大可賀二丁目1番28号
愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム
代表者 社団法人愛媛県観光協会

構成員 社団法人愛媛県物産協会

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1746号

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）第15条の3第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

松山観光港ターミナル

2 指定管理者の住所及び名称

松山市高浜町五丁目2259番地 1

松山観光港ターミナル株式会社

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1747号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

道後公園

2 指定管理者の住所及び名称

松山市東石井六丁目5番12号グランドハイム東石井

コンソーシアムGENKI

代表者 NPO法人TIES21えひめ

構成員 株式会社愛媛庭園

構成員 株式会社遊亀

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1748号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

総合運動公園

2 指定管理者の住所及び名称

松山市上野町乙46番地

財団法人愛媛県スポーツ振興事業団

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1749号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

とべ動物園

2 指定管理者の住所及び名称

伊予郡砥部町上原町 240 番地

財団法人愛媛県動物園協会

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1750号

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）第15条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

南予レクリエーション都市公園

2 指定管理者の住所及び名称

宇和島市津島町近家甲1813

南レク株式会社

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1751号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

愛媛県県民文化会館

2 指定管理者の住所及び名称

松山市道後町二丁目5番1号

財団法人愛媛県文化振興財団

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

○愛媛県告示第1752号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条第3項の規定により、公の施設の指定管理者を次

のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

愛媛県生活文化センター

2 指定管理者の住所及び名称

松山市和泉北二丁目10番 8 号

株式会社ウイン

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1753号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条

例第 2 号）第11条第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 公の施設の名称

萬翠荘

2 指定管理者の住所及び名称

松山市和泉北二丁目10番 8 号

株式会社ウイン

3 指定をした年月日

平成20年12月12日

4 指定の期間

平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

○愛媛県告示第1754号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101331	特定非営利活動法人グループホームしいのみ	松山市緑町一丁目7番地15	村 上 康 彦	居宅介護	指定訪問介護事業所一歩	松山市山越二丁目11番35号	平成20年11月20日
3810101331	特定非営利活動法人グループホームしいのみ	松山市緑町一丁目7番地15	村 上 康 彦	重度訪問介護	指定訪問介護事業所一歩	松山市山越二丁目11番35号	平成20年11月20日

○愛媛県告示第1755号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	名 称	指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名			所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810100960	有限会社託老所あんき	松山市西垣生町17-04番地2	中 矢 暁 美	居宅介護	託老所「あんき」居宅介護事業所	松山市西垣生町14-97番地	松山市西垣生町17-04番地2	平成20年11月1日
3810100960	有限会社託老所あんき	松山市西垣生町17-04番地2	中 矢 暁 美	重度訪問介護	託老所「あんき」居宅介護事業所	松山市西垣生町14-97番地	松山市西垣生町17-04番地2	平成20年11月1日
3811300130	有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	星 川 純 一	居宅介護	居宅介護事業所シンシア	四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1F	四国中央市金生町山田井乙17-1ヴィラグリーンヒルズ 1階	平成20年11月10日
3811300130	有限会社シンシア	四国中央市金生町山田井4番地1	星 川 純 一	重度訪問介護	居宅介護事業所シンシア	四国中央市川之江町3217-1向陽ハイツ1F	四国中央市金生町山田井乙17-1ヴィラグリーンヒルズ 1階	平成20年11月10日

○愛媛県告示第1756号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123 号）第46条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 年 出 日 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101091	医療法人天真会	松山市南高井町333番地	清水 恵 太	居宅介護	南高井ホームヘルパーステーション	松山市南高井町333番地	平成20年10月31日
3810101091	医療法人天真会	松山市南高井町333番地	清水 恵 太	重度訪問介護	南高井ホームヘルパーステーション	松山市南高井町333番地	平成20年10月31日
3810200182	特定非営利活動法人コミュニケーションハンディキャップ研究会	今治市北高下町1丁目5-20	明智 実 香	居宅介護	ヘルパーステーションうおーむ・はーと	今治市北高下町1丁目5-20	平成20年10月31日
3810200182	特定非営利活動法人コミュニケーションハンディキャップ研究会	今治市北高下町1丁目5-20	明智 実 香	重度訪問介護	ヘルパーステーションうおーむ・はーと	今治市北高下町1丁目5-20	平成20年10月31日

○愛媛県告示第1757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

今治市朝倉上甲289の1から甲289の3まで、甲290、甲1716、甲1718、甲1719の1、甲1720、甲1722から甲1724まで、甲1726、甲1727の1、甲1727の2、甲1730、甲1731の1から甲1731の3まで、甲1786、甲1787、甲1789、甲1790の1、甲1790の2、甲1791、甲3108、乙186の1、乙186の2、乙188の1、乙189、乙190、乙193の1、乙193の2、乙195、乙195の2、乙198、乙202、乙204の1、乙206、乙266の15、乙266の16、乙675の4、乙675の7、乙677、乙678、乙679の1、乙679の2、乙680、乙681の1から乙681の6まで、乙681の8から乙681の18まで、乙682、古谷甲678の1、甲701、甲875の1、甲876、乙53の1、乙54の1、乙56、乙57の1、乙59の7、乙59の100から乙59の102まで、乙71、乙143の4、乙143の12、乙143の36

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

南宇和郡愛南町御荘長月2160、2161、2173、2208、2209

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1758号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所

四国中央市具定町字重石乙66の76、乙66の77、寒川町字寒川山乙254の56

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1759号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小下地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・小下地区）計画書の写し
- (2) 今治市土地改良事業分担金等徴収条例の写し

2 縦覧期間

平成20年12月17日から平成21年1月22日まで

3 縦覧場所

今治市役所大西支所

○愛媛県告示第1760号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年12月16日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 指定年月日及び番号

平成20年12月8日 20東四土（道）第5号

- 2 道路の位置
四国中央市川之江町字松之本2412番 1 の一部
幅員 4.15メートル 6.00メートル
延長 25.71メートル 7.07メートル
- 3 申請人の住所及び氏名

四国中央市妻鳥町1210番地の1
カジワラホーム株式会社
代表取締役 梶原 久夫

4 図面省略

○愛媛県告示第1761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県 道	松山川内線	東温市樋口字前川甲1420番3地先から 同字甲1378番1地先まで	旧	メートル 9.0～9.6	キロメートル 0.057	
			新	10.8～12.0	0.057	

○愛媛県告示第1762号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	東温市樋口字前川甲1420番3地先から 同字甲1378番1地先まで	平成20年12月16日

○愛媛県告示第1763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一 般 国 道	378号	伊予市双海町高野川字西組甲326番8から 同字甲313番1まで	旧	メートル 8.0～10.9	キロメートル 0.079	
			新	16.9～43.0	0.080	

○愛媛県告示第1764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予市双海町高野川字西組甲326番8から 同字甲313番1まで	平成20年12月16日

○愛媛県告示第1765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年12月16日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
20中局建（開）第47号 平成20年12月8日	伊予郡松前町大字筒井字唐新開1035番1	松山市姫原3丁目9番11号 平成住宅産業株式会社 代表取締役 千原紀子

○愛媛県告示第1766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市野佐来426番3から 同市野佐来416番4まで	旧	メートル 42～72	キロメートル 0.226	
			新	8.6～21.4	0.226	

○愛媛県告示第1767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野佐来八幡浜線	大洲市野佐来426番3から 同市野佐来416番4まで	平成20年12月16日

○愛媛県告示第1768号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	大洲市肱川町中津1373番2から 同市肱川町中津1374番地先まで	平成20年12月16日

○愛媛県告示第1769号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和野村線	西予市野村町鎌田9番3から 同町鎌田40番2まで	平成20年12月16日

○愛媛県告示第1770号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋112番3	旧	メートル 5.0～6.0	キロメートル 0.018	
			新	5.4～7.2	0.018	
"	"	南宇和郡愛南町油袋116番2	旧	5.5～6.4	0.014	
			新	6.2～6.8	0.014	

○愛媛県告示第1771号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町油袋112番3	平成20年12月16日
"	"	南宇和郡愛南町油袋116番2	平成20年12月16日

公 告

○公 告

平成21年度及び平成22年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成20年12月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
 - 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

2 資格

- 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
- (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。

3 申請の時期

平成21年1月5日（月）から30日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時30分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知

(1) 請求先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 - 2600

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。

5 資格の効力

資格は、平成21年度及び平成22年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。

6 平成23年度及び平成24年度の資格審査

平成23年度及び平成24年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成22年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

7 問い合わせ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 - 2600

別表（4関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県東予地方局産業経済部今治支局森林林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 25 - 2193	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局産業経済部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 909 - 8767	松山市、伊予市、東温市、及び伊予郡
愛媛県中予地方局産業経済部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地の1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式（4関係） 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
で

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第14号

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年愛媛県条例第19号）第4条第3項の規定により、教育機関の指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月16日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

- 1 教育機関の名称
愛媛県武道館
- 2 指定管理者の住所及び名称
松山市上野町乙46番地
財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
- 3 指定をした年月日
平成20年12月12日
- 4 指定の期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで